

要望書

自民党の高市早苗氏が新首相に選出され、公明党の抜けたあとに維新が連立を組みました。高市首相は、安倍路線の継承を主張しており、生活保護を敵視してきた維新と連立したことを考えると、今後の生活保護行政は後退するのではないかと危惧されます。

6月27日に「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」に対する最高裁判決が下され、安倍政権が引き下げた措置は違法であるとの判断が出されました。

私たち原告は、厚生労働省に謝罪と保護費を早急に元に戻すよう要請しましたが、国は謝罪もせず逆に保護費をさらに引き下げようとしています。物価高のもと断じて許すわけにはいきません。

平野区におかれましては、生活保護世帯の生存を守る立場から、国に対する具申と以下の要望にに応じていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

要望事項

- ① 最高裁判決に則り、保護費を早急にもとに戻すよう、国に具申すること。
- ② 申請用紙をカウンターに置き、申請の3要件があれば、申請を受理すること。
- ③ 保護の決定は、必要即応の原則に基づき、速やかに行うこと。
- ④ 十四日以内の法定期限を厳守し、遅れた場合は文書で理由を示すこと。
- ⑤ 保護申請時に、サイフの中身まで調べる人権侵害は止めること。
- ⑥ 8050問題と言われる引きこもりの人が増えており、申請時での検診命令は行わないこと。
- ⑦ 引きこもりの人への就労指導は行わないこと。
- ⑧ 指導指示は、生活保護の精神に基づき、保護世帯の意志を尊重すること。
- ⑨ 住宅扶助は、実態にあったものにする。
- ⑩ 転居の際の特別基準を徹底すること。間違いが長年放置されてきたことをきちんと検証すること。
- ⑪ 公営住宅が当選した場合は、現状より家賃が下がれば敷金と転居費用を支給すること。
- ⑫ 命を守る観点から、クーラーのない世帯に無条件に一時扶助で設置費用を支給すること。
- ⑬ 夏期加算を創設するよう、国に具申すること。
- ⑭ 生活に必要とする自動車やバイクは、保有を認めること。
- ⑮ 有期保護や医療費の一部負担の導入を国に具申しないこと。
- ⑯ 生活保護世帯に国保加入をさせないこと。
- ⑰ マイナンバーを強要しないこと。
- ⑱ 通院移送費と求職活動での交通費は、実費支給すること。
- ⑲ 資産申告書の提出は強要しないこと。提出しないからといって、保護を打ち切らないこと。
- ⑳ 葬祭扶助については、親族・遺族に周知徹底すること。
- ㉑ 級地の見直しをしないこと。するのであれば、級地をなくすこと。
- ㉒ ケースワーカーは、福祉専門職を採用し、国基準に増やすこと。
- ㉓ ケースワーカーの民間への外部委託はしないこと。

二〇二五年十二月五日

平野区保健福祉センター所長 安井伸也殿

平野生活と健康を守る会 会長

船井 尚